

甲府市上九の湯ふれあいセンターの管理運営を指定管理者に行わせるにあたり、甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第2条の規定に基づき公募し、同条例第12条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月17日

甲府市長 樋口 雄一

1 指定管理を公募する施設の概要

（1）施設名称

甲府市上九の湯ふれあいセンター

（2）所在地

山梨県甲府市古関町1174番地

2 指定管理者が行う業務

甲府市上九の湯ふれあいセンター指定管理者募集要項、仕様書のとおり

3 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

4 申請資格要件等

安定した管理運営を行うことができる法人その他の団体（以下、「法人等」という。）とし、次の（1）の条件のすべてを満たす必要があります。

ただし、複数の者による連合体（以下「連合体」という。）を結成して申請する場合は、次の（2）及び（3）の条件のすべてを満たす必要があります。

（1）申請できる者

- ① 法人等であること。

② 法人等及びその代表者が次の欠格事項に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しないこと。

イ 破産者で復権を得ないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、甲府市における一般競争入札等の参加を制限されていること。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けてから3年を経過しないこと。

オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなること。

カ 甲府市における指定管理者の指定手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

キ 市区町村税（法人住民税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していること。

ク 法人又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体。

③ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。

（2）連合体に関する条件

① 連合体を構成する団体（以下「連合体構成団体」という。）の数は2以上とし、それら連合体構成団体の中から代表団体を選出すること。

② 連合体構成団体のいずれも、上記（1）の条件を満たすこと。

③ 代表団体は、業務の遂行に責任を持つこと。

④ 申請書類提出後、代表団体及び連合体構成団体の変更は、原則として認めない。

⑤ 申請書は、代表団体が提出すること。

（3）連合体構成団体に関する条件

① 連合体構成団体は、2以上の連合体の構成団体となることができない。

② 単独で施設の指定管理者の申請をする団体は、連合体の構成団体となることができない。

5 手続き等

- (1) 本手続きに関する募集要項、仕様書、申請書類等は、甲府市ホームページにて公表する。
- (2) 各申請書類の提出期限及び提出先等については、募集要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市 福祉部 福祉支援室 長寿介護課

〒400-8585

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎2階

TEL 055-237-5613

FAX 055-236-0118

E-mail kaigohoken@city.kofu.lg.jp